

543

特255

999

明治天皇御製

國をおもふみちには二つはなかりけり

軍の場ばたにたつもたぬも

時局と少年保護

司法大臣 鹽野 季彦

61 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

始



特 255
999

日支事變より早くも一周年を迎へ上 聖上陛下の大御稜威の下、皇軍將士の泪ぐましき御奮闘により皇國の武威益々八紘に振ふ時、私如き老骨は、たゞく明治天皇陛下の御製におさとしの如く、眞に國を思ひ、よりよき健全なる國家を作る事を念願と致しておりました所、去る四月十六日鹽野法相によりて「時局と少年保護」と題する御講演の放送を承り、實に我意を得たものとして法相閣下の御諒解を得て今こゝに再録、一人にても多くの方に讀まれん事を念じ、こゝに座右に献呈する次第であります。大方諸賢には既に御感銘の事とは思ひますが、此の微意を御賢察の上御回覽にもあつからば望外の幸でございます。

昭和十三年七月

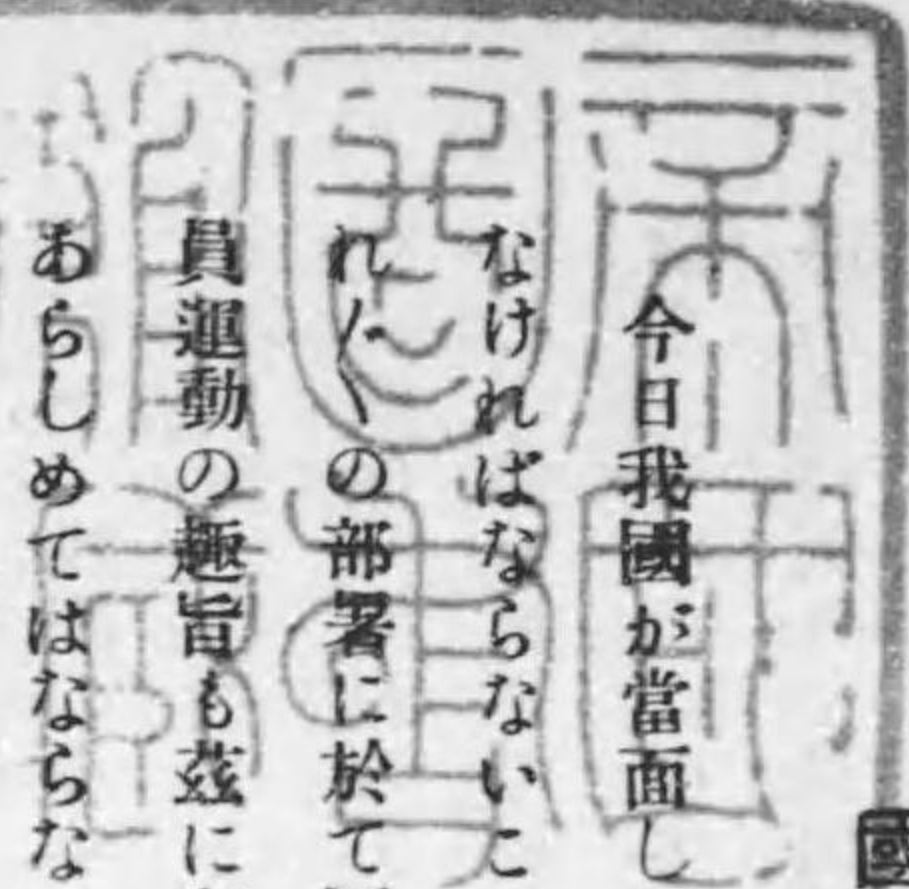
司法省囑託少年保護司

澁谷史春

時局と少年保護

司法大臣 鹽野季彦

國民精神總動員と青少年の氣風



今日我國が當面してゐる重大なる使命を達成する爲めには、舉國一致、堅忍持久、盡忠報國の誠を致さなければならぬことは、申すまでもありません。戦線に於ても、銃後に於ても、私ども國民全部が、その部署に於て國民としての義務を充分に遂行することが、何よりも肝要であります。國民精神總動員運動の趣旨も茲に存するのであります。この國民的大運動に於ては、一億同胞の中に一人の落伍者もあらしめてはならないのであります。

殊に、今後の日本を背負つて立たなければならぬ少年諸君につきましては、勉學中の人々も、職業に就いて居る人々も、また家庭にあつて家事に従つてゐる人々も、すべて一人残らず、國民としての自覺の下に、此の非常時局下に於ける自己の本務にいそしむと共に、心身を鍛練致しまして、明日の日本を背負ふべき素地を養成する様に、これを導かねばなりません。もし今次の事變が、一般の豫想のやうに、目的成

①



就までには相當長期の年月を必要とすると致しますならば、この、事變目的の成就といふ重大な任務もやがて少年の双肩に懸つて参るのでありますから、今日に於て少年を愛護し、これをして心身共に健全なる日本人たらしむべく育成することは、とりも直さず、國家當面の目的を貫徹する爲めに、貴重なる人的資源を養成し蓄積するといふ意義をも、含むことに相成るのであります。

目下、我國の少年が、全體としてどの程度に健全な成長を致して居るかといふことを考へて見ますと今次事變が始まりまして以來、一つには國民精神の全般的昂揚の影響に依り、又一つには、少年の教育教化に關係せられる方々の適切なる指導誘掖に依りまして、少年の氣風は一般に格段の緊張を示し、洵に頼もしい姿を見せて居るのであります。これは國家の爲め慶賀に堪へぬ事と存するのでありますが、然しながら、それでは少年の全部が、一人残らず斯様に健全な國民としての成長を致して居るかと申せば、實は擧からの例外を見出すのであります。これは現今の社會生活が複雑錯綜して居る結果とも見られるのであります。少年にして、薄倖なる運命に遭遇し、世故に慣れない爲めに、或は行狀不良に陥り、或は刑罰法規に觸るゝ行爲を爲すに至る者も、尠くないのであります。最近の刑事統計に依りますと、十八歳未満の少年にして犯罪を爲すものが、毎年五萬人を超えて居る状況であります。

國家の今後を背負うて立たねばならぬ少年の中に、犯罪者が毎年五萬人を超るといふことは、これは洵に悲しむべき事實であり、國家の將來のため心配に堪へない事柄であります。

健全なる子女の育成

申すまでもなく、すべて犯罪といふものは、社會の安寧を傷つけ、國民生活の幸福を損ひ、國運の發展を阻碍するものであります。年々五萬を超ゆるところの少年犯罪の爲めに、如何に社會の安寧が傷つけられ、國民生活の幸福が損はれ、國力が減損せられて居るかは、想像に餘るものがあります。しかも、是等の少年犯罪者と雖も、本來は、他の一般少年と同じく、日本國民としての、名譽ある義務を背負うて生れたものであり、特に今日の如き非常時局下に於きましては、銃後國力の増強に参加すべき使命を負はされて、居るのであります。それが過つて罪を犯し、國力増強の一要素とはならないで、却つて國力を減損する作用をなして居ることは、國家の爲め、莫大なる損失であると申さねばなりません。

少年犯罪が國家に與ふるところの損害は、然しながら、これに止まるものではありません。毎年五萬を超ゆる少年犯罪の一つ／＼が、一般少年の教育に及ぼすところの悪影響に至りましたは、思ふだに慄然たるものがあるのを覺ゆるのであります。

御承知の如く、少年の時代は、志操いまだ固まらず、感受性、模倣性に富んで居り、周圍の感化に影響されることが、著しいのでありますから、子女の教育育成に就きましたは、環境、交友、或は同じ年頃の者を支配する風潮などが、大きな影響を與へるのであります。然るに、我國に於きましては、現在、満十

④ 四歳以上十八歳未満の少年の間から、年々五萬件を超える犯罪が発生して居るのであります。この五萬餘件の少年犯罪は、少年の總數に對してどういふ割合になつて居るかど申しますと、これは勿論都會と農村とに於ては割合が違ふのでありますが、比較的都市の多い府縣に於きましては、滿十四歳以上十八歳未満の少年の中で、千人につき十件或は十一の犯罪が生れて居るのであります。比較的都會の少い縣に於きましては、千人の少年の中から五件乃至六件の犯罪が生れて居るのであります。

子女を有せられる家庭に於きましては、今日の少年の間から、斯くの如く多數の犯罪事件が起つ、あるといふことに就て、充分なる注意と警戒を加へられたいのであります。而も、唯今申しました數字は、少年の犯罪行爲の件數でありまして、謂ゆる不良行爲はこれを含まないであります。未だ犯罪と認められない程度の謂はゆる不良行爲は、これよりも遙かに多數に上ると見なければならぬのでありますからこの點より致しますれば、今日子女の成育する環境は相當不健全なる状態にあると申さざるを得ないのであります。

これは、ひとり家庭の父母の憂ひだけではありませぬ。長期戦の下に、銃後に於ける國力の充實増強が焦眉の急務である今日の我國に於て、第二の國民が斯くの如き不健全なる環境に圍繞されて居るといふことは、國家の爲め洵に憂慮にたへないのであります。

今日、皇軍の將士は、北支に於て、中支に於て、赫々たる武勳を輝やかし、着々と戦果を収めて居りま

す。その銃後に於て、少年成育の環境が斯くの如き状態にあるといふことは、私どもをして、銃後の護りが未だ充分でないことを反省せしむるものであり、少年の健全性を保護することの必要を、痛感せしめずには措かないのであります。

かの世界大戦中に、米國大統領ウイルソン氏は、

『戦線に出動してゐる我が勇士に對し、出來得る限りの事を盡すのは、國民最大の義務である。これに次いで我々我國人口の三分の一を占めてゐる青少年を保護すること程、我々にとつて愛國的な義務は又とないと思ふ』

と、斯様に申したと傳へられて居りますが、まことに至言であると申さねばなりません。

戦時に於ける青少年の保護

斯くの如く觀て参りますれば、少年犯罪或は少年不良化を防遏し、以て一般少年の健全なる成育を確保することが今日の時局に於て如何に必要であるか、諒解されるのであります。この少年の保護といふことは、戦時状態が永きに亘るに隨つて、益々その重要性を増大するのであります。

戦時状態の頭初に於きましては、國民全般の精神的緊張の結果として、不良行爲乃至は犯罪行爲も減少するのが通則であります。戦時状態が長期に亘つて繼續する場合、或は戦争の終期に於て、社會各般の

機構組織が、戦時形態から平時形態に移つて行く場合に於きましては、経済的、社会的の諸々の場面に、變則な現象が生ずることがあるのでありまして、それらの變則的事象が、渦巻のやうに捲き起るとき、少年は動もすれば無保護の状態に曝され、一種の道德的混亂に陥る場合を生ずるのであります。

その著しい例は、歐洲大戦の場合であります。一九一四年から一九一八年まで前後五年に亘つた大戦の當時、各交戦國に於きましては、大戦勃發の頭初に於ては、少年犯罪の數は平時に比して減少したのであります。戦争が長期に亘るに従ひ、逆に著しい増加を示したのであります。例へばドイツに於ては、大戦以前に於ては少年犯罪の數は四萬六千餘件であつたものが、開戦第一年には三萬九千餘件にまで減少したのであります。戦争第二年に於ては逆に激増して五萬四千餘件となり、更にその翌年には六萬九千餘件、戦争第五年の一九一八年には遂に八萬四千餘件に上つたのであります。

斯くの如く戦争中に少年犯罪が激増した原因は、多岐多様に亘るのでありますが、畢竟これは、戦争に伴ふ特殊の社會事情に基づいて生じた現象であります。この滔々たる少年不良化の現象、即ち少年の道德的頹廢が、如何に戦後のドイツの國力を減損し、ドイツ國民生活の幸福を奪つたかは、想像に餘るものがある存するのであります。

我國は、家族主義を基調とする點に於て、ドイツ其他諸外國とは大に趣を異にするのでありますから、たとひ戦時状態が長期に亘つて繼續する場合に於きましても、少年の道德的状态については、ドイツ其他

諸外國の轍を踏むことはないだらうと信するのでありますが、然し、私共と致しましては、長期戦の下に於ける少年の保護に就いて、今日よりして、深く配慮する所がなければならぬと信するのであります。

國力の増強と少年保護

從來、少年の健全なる育成といふことに就きましては、教育教化に關する公私の各機關の努力と相俟ちまして、司法省管下の少年審判所に於きまして、特に少年不良化の防止、及び犯罪少年の保護善導の爲めに、全力を擧げて努めて居るのであります。即ち、少年審判所に於きましては、少年にして刑罰法令に觸るゝ行爲を爲したる者、即ち謂ゆる犯罪少年、及び犯罪を爲す虞ある謂ゆる不良少年に對して、保護を加へ、訓練を施し、これを矯正善導して、健全有爲なる國民たらしむることに努めて居るのであります。

この少年審判所の事業、即ち謂ゆる少年保護事業が、今日の時局に於て、いかなる意義を有し、如何なる役割を果しつゝあるかといふことは、先に申述べた所によりましては御理解を得たことゝ存じますが取纏めて申しますならば、第一に、少年保護事業は、薄倅なる境遇の下に道を過つた少年を、救ひ上げ助け上げると共に、これを銃後の護りに参加させ、國力増強の一端に貢献しつゝあるのであります。

現在、少年審判所によつて保護指導を加へられてゐる少年は、毎年一萬人に垂んとしてゐるのであります。殊に、今次の事變下に於

きましては、國民精神の全般的昂揚に伴ひまして、保護中の少年たちも深刻な影響を受け、今まで彼等の心に眠つてゐた日本國民としての意識が、烈しく揺りさまされたのであります。而して、此の國民的自覺の上に立つて、保護少年たちは、日々の更生修業に孜々として努めてゐるのみならず、この自覺より致しまして、或は應召軍人家族の爲めに勤勞奉仕をしたいと申出せるものもあり、或は國防献金を醸出するとか、其他幾多の美談佳話をさへ産んでゐるのであります。斯くの如く保護少年をして、國民としての自覺に甦らせ、國民としての名譽を享けさせ、國民としての任務を果さしめることは、彼等を眞に救ふと共にこれを活かすの道であり、併せて銃後の國力を増強する所以であると考へます。

第二に、斯くの如くして不良少年又は犯罪少年を、忠良なる國民と化せしめることは、社會より犯罪の危険を除去し、社會の安寧を確保する所以であります。是等の少年はもしその不良の傾向を其儘放任された場合には、犯罪行爲を常習とするやうな墮落の道を辿つて、國家社會の安寧を紊すに至るものでありますから、これを未然に防止することによりまして、少年保護事業が、銃後の社會の安寧の確保増進と國力の増強とに貢献することは、尠少でないと思はばなりません。

第三に、不良少年及び犯罪少年を保護して健全なる國民たらしめることは、とりも直さず、健全順良なる良家の子女の周圍から、不良の感化誘惑を取り除くこととなるのであります。今日の我國に於きまして少年の健全性を確保することが、如何に緊要なる課題であるかといふことは、こゝに繰返して申上げるま

でもなく明瞭な事柄でありまして、國民各位の等しく痛感せられてゐる所に相違ないと存するのであります。少年保護事業こそは、正に此の一般少年の健全性の確保増進の爲めに、必須不可欠の仕事となるのであります。この意味に於きまして、少年保護事業は、世間で往々誤解されて居るやうに、單に犯罪を爲した少年の爲めの事業ではない、それよりも遙かに廣汎なる意義と價值とを有するものであることを、御理解願へば、私の欣快とする所であります。

國民全體の聯絡共助を以て

少年保護事業は、斯くの如く、銃後の社會安寧の確保、少年の健全なる成育の保護助長、國力の増強といふ、重要な使命を帯びて居るのであります。この少年保護事業が、今日の時局に於て、未だに全國に實施されるに至らず、僅かに三府十一縣下にのみ施行されて居るといふことは甚だ遺憾に存する次第であります。

特に、先に申述べましたやうに、長期戦下に於ける少年犯罪の傾向、少年の道徳的頹廢の先例に鑑みまするならば、早きに於て此の保護の機關を全國に整備し、少年保護事業の使命の遂行に遺憾なきを期せねばならぬものと考へます。

なほ少年保護の充實といふことにつきまして、この機會に強調致したいことは、この事業に對する社會

各方面の御協力といふ點であります。

少年保護事業は、國家の機關たる少年審判所が、専らこれを管掌致しまして、少年保護司、少年保護團體、少年院等の諸機關の協力の下に、その遂行に日夜努力して居るのでありますが、抑々少年の保護といふことは、少年の日常生活の全部面に亘つて行はれねばならぬことであります爲に、到底、此の事業の直接關係者のみでは、如何に努力致しましても、十分なる効果を擧げることが出来ないのであります。その目的を充分に達成する爲めには、先づ以て、父母兄弟の方々の不斷の御協力を俟たねばなりません。又少年の教化保導につき密接なる關係を有せらるゝ各方面の機關、例へば、學校、警察、職業紹介所、方面委員、少年教護委員、更に各種娛樂機關に關係ある方々の、理解ある御協力を願ふ外はないのであります。どうか、是等各機關の方々、並に家庭に於かせられては、今日の時局に於ける少年保護の重要性に充分なる理解を持たれて、御協力あらんことを切望してやまない次第であります。

——四月十六日、東京中央放送局にて——

⑩

忠孝萬年勤毎日

手こ心を清く拭へ

にこりえのその水上は知らねども

今日より清くすみて流れよ

澁谷史春

（右は小生全國數千の保護少年に對して毎年一筋宛贈呈致し居る手拭に記せし文字に有之候）

昭和十三年七月二十日印刷
昭和十三年七月二十五日發行

【非賣品】

發行人 澁谷史春
大阪市東區北久寶寺町四丁目

印刷人 沼博一
大阪市旭區今市町九六五

印刷所 福田堂印刷所
大阪市西區江戸堀下通一丁目

終

